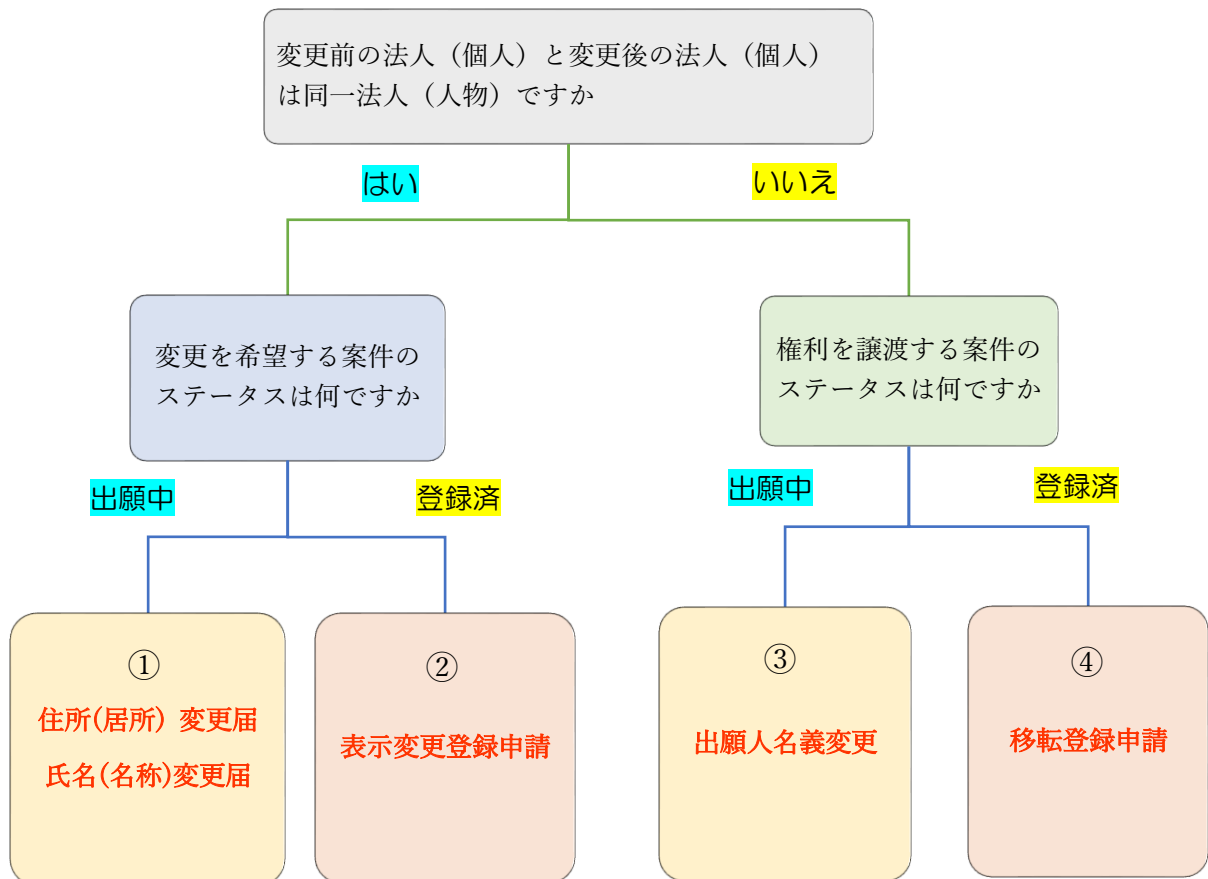


住所／氏名を変更したい・自分の権利を譲渡したい方へ

各種変更手続きフローチャート



※フローチャートをご参考いただき必要な手続きをお申し付けください

※出願中案件と登録済案件を所有している場合は両方の手続きが必要となります

会社の名称(住所)や氏名(住所)が変更になったため案件に係る住所／氏名を変更したい

<出願中>

①【住所(居所) 変更届／氏名(名称)変更届】

出願人の住所(居所)／氏名(名称)を変更したい場合は住所(居所) 変更届／氏名(名称)変更届の提出が必要です。

特許庁へ手続きを行うと識別番号が付与され管理されます。

出願中案件は識別番号に紐づいているため、識別番号に係る住所(居所) 変更／氏名(名称)変更を行うことで、出願中案件及び今後新たに出願する案件において新住所(居所)／新氏名(名称)が適用されます。

<登録済>

②【表示変更登録申請】

登録済案件に権利者の住所・氏名を変更したい場合は、表示変更登録申請の手続きが必要となります。

登録済案件は出願中案件と異なり、識別番号に紐づかないため、1件毎に手続きを行う必要があります。

自身の権利を他者に譲渡したい 出願人・権利者を他者に変更したい

<出願中>

③【出願人名義変更】

出願中案件の出願人を他者に変更したい場合は、出願人名義変更の手続きが必要です。

出願人名義変更手続きをすることで、意匠登録出願により生じた権利を他者に譲渡することが可能です。

<登録済>

④【移転登録申請】

登録済案件の権利者を他者に変更したい場合は、移転登録申請の手続きが必要です。

移転登録申請を行うことで、意匠権を他者に譲渡することが可能です。

グループ会社へ権利を移転する場合や会社分割・合併で権利者名に変更がある場合も移転登録申請の手続きが必要となります。